

○職員採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）

新

旧

別表第三（第四条）

別表第三（第四条）

試験の区分		試験職種	受験資格
職員採用 上級試験	A	一般行政	次に掲げる者 一 第八条第一項の規定により公告された当該採用試験の <u>第一次試験の日</u> の属する年度（以下「 <u>試験年度</u> 」という。）の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 二 <u>試験年度</u> の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び <u>試験年度</u> の三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
心理 農業 林業 水産 畜産 農業土木 土木 建築 化学 電気 機械 児童指導	B	一般行政	<u>試験年度</u> の四月一日における年齢が二十四歳以上三十五歳未満の者 次に掲げる者 一 <u>試験年度</u> の四月一日における年齢が二十一歳以上三十五歳未満の者 二 <u>試験年度</u> の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び <u>試験年度</u> の三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の区分		試験職種	受験資格
職員採用 上級試験	A	一般行政	次に掲げる者 一 第八条第一項の規定により公告された当該採用試験の <u>公告の日</u> （以下「 <u>試験の公告の日</u> 」という。）の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 二 <u>試験の公告の日</u> の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び <u>試験の公告の日</u> の属する年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
心理 農業 林業 水産 畜産 農業土木 土木 建築 化学 電気 機械 児童指導	B	一般行政	<u>試験の公告の日</u> の属する年度の四月一日における年齢が二十四歳以上三十五歳未満の者 次に掲げる者 一 <u>試験の公告の日</u> の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十五歳未満の者 二 <u>試験の公告の日</u> の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び <u>試験の公告の日</u> の属する年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

資格免許 職職員採 用試験	資格免許 職職員採 用試験	初級試験	職員採用 中級試験	職員採用 初級試験	職員
獣医師	獣医師	警察事務	一般行政	警察事務	員
薬剤師	薬剤師	農業	農業	農業	員
薬剤師	薬剤師	林業	林業	林業	員
薬剤師	薬剤師	農業土木	農業土木	農業土木	員
薬剤師	薬剤師	土木	土木	土木	員
薬剤師	薬剤師	化学	化学	化学	員
薬剤師	薬剤師	電気	電気	電気	員
薬剤師	薬剤師	機械	機械	機械	員
薬剤師	薬剤師				員

資格免許 職職員採 用試験	資格免許 職職員採 用試験	初級試験	職員採用 中級試験	職員採用 初級試験	職員
獣医師	獣医師	警察事務	一般行政	警察事務	員
薬剤師	薬剤師	農業	農業	農業	員
薬剤師	薬剤師	林業	林業	林業	員
薬剤師	薬剤師	農業土木	農業土木	農業土木	員
薬剤師	薬剤師	土木	土木	土木	員
薬剤師	薬剤師	化学	化学	化学	員
薬剤師	薬剤師	電気	電気	電気	員
薬剤師	薬剤師	機械	機械	機械	員
薬剤師	薬剤師				員

員
に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県
条例第八十五号）第六十条各号のいずれかに該当
するもの又は試験年度の三月末日までに同条各号
のいずれかに該当する見込みのもの
一 試験年度の四月一日における年齢が二十一
歳以上三十五歳未満の者
二 試験年度の四月一日における年齢が二十一
歳未満の者で次に掲げるもの
イ 大学を卒業した者及び試験年度の三月ま
でに大学を卒業する見込みの者
ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格
があると認める者

員
に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県
条例第八十五号）第六十条各号のいずれかに該当
するもの又は試験の公告の日の属する年度の三月
末日までに同条各号のいずれかに該当する見込み
のもの
一 試験の公告の日の属する年度の四月一日に
おける年齢が二十一歳以上三十五歳未満の者
二 試験の公告の日の属する年度の四月一日に
おける年齢が二十一歳未満の者で次に掲げる
もの
イ 大学を卒業した者及び試験の公告の日の
属する年度の三月までに大学を卒業する見
込みの者
ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格
があると認める者

試験年度の四月一日における年齢が十九歳以上
三十歳未満の者
試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上
二十一歳未満の者

試験の公告の日の属する年度の四月一日におけ
る年齢が十九歳以上三十歳未満の者
試験の公告の日の属する年度の四月一日におけ
る年齢が十七歳以上二十一歳未満の者

試験年度の四月一日における年齢が二十三歳以
上三十五歳未満の者で、獣医師法（昭和二十四年
法律第八十六号）に基づく獣医師の免許を取得
しているもの又は試験年度の国家試験で当該免許
を取得する見込みのもの

試験の公告の日の属する年度の四月一日におけ
る年齢が二十三歳以上三十五歳未満の者で、獣医
師法（昭和二十四年法律第八十六号）に基づく
獣医師の免許を取得しているもの又は試験の公告
の日の属する年度の国家試験で当該免許を取得す
る見込みのもの

試験年度の四月一日における年齢が二十三歳以
上三十五歳未満の者で、薬剤師法（昭和三十五年

試験の公告の日の属する年度の四月一日におけ
る年齢が二十三歳以上三十五歳未満の者で、薬剤

（病院局）	法律第四百十六号）に基づく薬剤師の免許を取得しているもの又は 試験年度 の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
保健師	試験年度 の四月一日における年齢が二十歳以上三十五歳未満の者で、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく保健師の免許を取得しているもの又は 試験年度 の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
管理栄養士 管理栄養士（病院局）	試験年度 の四月一日における年齢が二十一歳以上三十五歳未満の者で、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）に基づく管理栄養士の免許を取得しているもの又は 試験年度 の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
保育士	試験年度 の四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づく保育士の登録を受けているもの又は 試験年度 の翌年度の四月末日までに当該登録を受ける見込みのもの
臨床検査技師	試験年度 の四月一日における年齢が二十歳以上三十五歳未満の者で、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に基づく臨床検査技師の免許を取得しているもの又は 試験年度 の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
栄養士	試験年度 の四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）に基づく栄養士の免許を取得しているもの又は 試験年度 の翌年度の四月末日までに当該免許を取得する見込みのもの

（病院局）	師法（昭和三十五年法律第四百十六号）に基づく薬剤師の免許を取得しているもの又は 試験の公告の日の属する年度 の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
保健師	試験の公告の日の属する年度 の四月一日における年齢が二十歳以上三十五歳未満の者で、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく保健師の免許を取得しているもの又は 試験の公告の日の属する年度 の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
管理栄養士 管理栄養士（病院局）	試験の公告の日の属する年度 の四月一日における年齢が二十一歳以上三十五歳未満の者で、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）に基づく管理栄養士の免許を取得しているもの又は 試験の公告の日の属する年度 の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
保育士	試験の公告の日の属する年度 の四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づく保育士の登録を受けているもの又は 試験の公告の日の属する年度 の翌年度の四月末日までに当該登録を受ける見込みのもの
臨床検査技師	試験の公告の日の属する年度 の四月一日における年齢が二十歳以上三十五歳未満の者で、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に基づく臨床検査技師の免許を取得しているもの又は 試験の公告の日の属する年度 の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
栄養士	試験の公告の日の属する年度 の四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）に基づく栄養士の免許を取得しているもの又は 試験の公告の日の属する年度 の翌年度の四月末日までに当該免許を取得する見込みのもの

市町村立 学校事務 職員採用 中級試験	市町村立 学校事務 職員採用 初級試験	警察官採用 試験	警察官A (男性)	警察官A (女性)	警察官B (男性)	警察官B (女性)	司書
試験年度の四月一日における年齢が十九歳以上 三十五歳未満の者で、 <u>図書法</u> （昭和二十五年法律第百十八号）に基づく <u>司書の資格</u> を取得しているもの又は <u>試験年度の</u> 三月末日までに当該資格を取得する見込みのもの	試験年度の四月一日における年齢が十九歳以上 三十歳未満の者	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上 二十一歳未満の者	試験年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の男性で次のいずれかに該当する者 一 大学を卒業した者又は <u>試験年度の</u> 三月末日までに卒業見込みの者 二 人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者	試験年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の女性で次のいずれかに該当する者 一 大学を卒業した者又は <u>試験年度の</u> 三月末日までに卒業見込みの者 二 人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十歳未満の男性で警察官A（男性）の受験資格に該当しない者	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十歳未満の女性で警察官A（女性）の受験資格に該当しない者	

市町村立 学校事務 職員採用 中級試験	市町村立 学校事務 職員採用 初級試験	警察官採用 試験	警察官A (男性)	警察官A (女性)	警察官B (男性)	警察官B (女性)	司書
試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、 <u>図書法</u> （昭和二十五年法律第百十八号）に基づく <u>司書の資格</u> を取得しているもの又は <u>試験の公告の日の属する年度の</u> 三月末日までに当該資格を取得する見込みのもの	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十九歳以上三十歳未満の者	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の男性で次のいずれかに該当する者 一 大学を卒業した者又は <u>試験の公告の日の属する年度の</u> 三月末日までに卒業見込みの者 二 人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の女性で次のいずれかに該当する者 一 大学を卒業した者又は <u>試験の公告の日の属する年度の</u> 三月末日までに卒業見込みの者 二 人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十歳未満の男性で警察官A（男性）の受験資格に該当しない者	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十歳未満の女性で警察官A（女性）の受験資格に該当しない者	

備考 警察官採用試験の受験資格については、別に定めることができる。

備考 警察官採用試験の受験資格については、別に定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の採用試験に関する規則の規定は、同日以後に同規則第八条第一項の規定により公告される採用試験から適用する。